

政治権力によるメディアコントロール

飯 室 勝 彦

はじめに

二〇一六年五月二日夜、NHKが放送した「クローズアップ現代+」はテレビ放送の現状を憂える人々の注目を浴びた。この番組はキャスターの国谷裕子がインタビュ어의相手に鋭く切り込んだNHKの看板番組の一つで、第二次以降の安倍内閣官房長官、菅義偉をたじたとさせたこともある「クローズアップ現代」の後継番組である。それだけに番組の衣替えと国谷の降板は菅への詰問と関係があるのではないかと論議を呼んだ。

その夜のテーマは「憲法改正」だった。内閣総理大臣、安倍晋三が「自分の任期中に変えたい」と意気込むが世論調査では慎重論が多いデリケートなテーマである。しかも前年夏に成立させた一連の安全保障関連法は「憲法違反」との批判が強い。

それらを考えれば番組担当者としてはさまざまなりアクションを予想せざるを得なかつたのだらう。進行役の女性アナウンサーは冒頭、緊張しきつた表情で登場し、いきなりとちつた。その後もベテランとしては珍しく台詞がスムーズに出ない場面があり、表情が緩んだのは番組終了間際である。

放送は改憲の署名活動を進める団体の主力が宗教団体であることや署名活動の実態、護憲運動グループの活動を紹介するなどごく一般的なものだった。鋭い切り込みも見られない甘い番組だったが、スタッフの緊張が見る側に伝わってきた。

前年夏からテレビ各局、特に安倍政権に対して批判的コメントの多いキャスター、アンカーらが出演する局に對しては、安倍政権とその支持勢力の側からの攻撃が激しかった。国谷を含むそれらキャスター陣は二〇一六年三月限りで次々降板していった。¹ それらのことを考えると、NHKの担当者は番組テーマが安倍の重視する憲法問題というだけで緊張したことは容易に推測できる。攻撃される不安、恐怖、あるいは煩わしさから表現、報道が萎縮したようにみえた。

近年のNHK番組に関してはもう一つ印象に残ることがある。

二〇一四年放送の連続テレビ小説「花子とアン」では第二次世界大戦における言論、表現の自由について描いたシーンがしばしば登場した。主人公、花子が出演したラジオの台本には「検閲済」のスタンプが押されていて、ラジオ局職員が花子に「アドリブはやめてください」と台本通りに放送するよう念を押しした。内閣情報局の課長が国民に戦時下の生活に関して訓示する場面では、居並ぶ局の幹部が追従笑いでいた。

番組制作者たちはどんな思いでこの場面を制作したのだらうか。単なる歴史の一コマとして描いたのか、それともこの年の一月、安倍政権の後押しでNHK会長に就任し、「NHKは」政府が右と言うことを左と言うわけ

にはいかない」と公言した榊井勝人へのメッセージを込めたのか。そのメッセージは「会長の言う通りにするとこんなことになりませよ」なのか、それとも「おっしやる通りにします」なのか……。ドラマ的一幕に過ぎないが「権力は自己の意思を貫くためにメディアを支配しようとする、そのときメディア内部には迎合する勢力が必ず出てくる」という教訓が含意として込められたのではないか。

こうした放送の背景にはマスメディア、特にテレビに対する安倍政権の激しい介入、攻撃がある。

内閣総理大臣、自由民主党総裁として安倍が率いる権力機構とそれに参画する政治家たちはマスメディアの報道に介入することをためらわない。しかも放送された後に裏舞台で政治的影響力行使した旧時代の政治家たちとは違い、放送前に公然と、時には「法的裏付け」なるものを示して規制し、自らの望む方向へ報道を誘導しようとする。

その結果の一つが「クローズアップ現代+」の憲法特集だったのではないか。

NHKに限らず新聞、テレビなどの大手マスメディアの報道は、政権が要求する「公平」を意識し過ぎて萎縮しているとの声が多い。とりわけテレビは放送法に「政治的公平」の規定があるため過剰に慎重になっており、ジャーナリズムとしての使命を果たしていないとの強い不満も浮上している。

この稿では、権力側がしばしば攻撃のツールとして利用し報道萎縮を招いている「公平」原則を中心に考える。検討にあたって踏まえなければならぬのは戦前、戦中の報道に対する反省と、その反省から生まれたジャーナリストとしての決意である。

かつて日本の政治と軍事の暴走は国民を悲惨の淵に追い込み、アジアをはじめとする諸国の民衆を惨禍に巻き

込んだ。マスメディアはその暴走を後押しし、あるいは先導した。日本国憲法の前文に「日本国民は……政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し……」と盛り込まれたのは、その時代への反省からである。

平和憲法のもとの新生ジャーナリズムは、主権者たる国民とともに戦争という「政府の行為」を阻止するため、必要な情報や課題、選択肢などを十分伝える責任を負っている。過ちを繰り返さないために、ジャーナリストは覚悟を決めて伝えるべきことを伝え、批判すべきことを批判しなければならない。

検討を始めるにあたってこの点を確認しておきたい。³⁾

後を絶たない権力の報道攻撃

一九六〇年代のベトナム戦争報道に対する圧力から二〇〇八年のテレビ朝日に対する自民党の取材拒否など、報道に対する政治や行政からの攻撃、介入はいちいちあげればきりがないほど多い。なかでも一九〇〇年代に起きた二つのケースは大きな反響を呼び、ジャーナリズムに多大な影響を与えた。

椿発言問題

サンケイ新聞の 非自民政権誕生を意図し報道 総選挙 テレビ朝日局長発言 民放連会合 という報道（一九九三年一〇月二三日付け朝刊）が発端だった。九月二日に開かれた日本民間放送連盟の会合でテレビ朝日の取締役報道局長（当時）椿貞良が「非自民政権が生まれるよう報道せよ」と指示した⁴⁾。われわれは公平である

ことをタブーとして積極的に挑戦する」と述べた」という報道である。

この年の七月一八日に行われた総選挙で自民党は過半数を割り、非自民勢力で構成された細川護熙政権が誕生して、自民党は結党以来初めて野党に転落した。椿は「自民党政権の存続を絶対に阻止しようではないか」との方針で局内をまとめた」などと語ったという。椿が発言したのは民放連の放送番組調査会という内輪の会合だったが、なぜか記録が外部に漏れ、サンケイ記者の手に渡っていた。

もし発言通りの放送が行われたとすれば放送法違反⁶の疑いがある。当時、郵政省放送行政局長として放送行政を担っていた江川晃正は緊急記者会見を開いて電波法第七六条に基づく無線局運用停止（停波）もあり得ることを示唆した。衆院政治改革特別委で一〇月二五日に行われた椿の証人喚問は議員によるつるし上げの様相を呈し、椿は軽率な発言を陳謝したが、社内への報道内容の指示を否定する一方で放送内容の一部に偏りがあったことは認めた。

郵政省は自民党の指示を受け、民放連に会合の議事録を出させて国会に提出した。翌年八月、テレビ朝日は内部調査の結果を郵政省に報告、特定の政党を支援する報道をするような指示は出ていなかったことを強調した。この報告を受け郵政省は嚴重注意の行政処分にとどめたが、後に行われた再免許は「政治的公平性に細心の注意をはらうように」という条件付きだった。これを郵政省幹部は「保護観察付きの免許更新」と評した。

背景には当時、テレビ朝日の報道系番組の視聴率が高かったことがあった。久米宏キャスターのニュースショー「ニュースステーション」、田原総一朗キャスターの政治討論番組「サンデーモーニング」などが好調だったが、両者とも自民党政権に敵しい姿勢で臨んでいたことから、替わって登場した細川政権は「田原・久米政権」と呼ばれた。椿が発言した放送番組調査会は総選挙報道の総括の場だったため高揚した気分で口を滑らせたといわれ

ている。

後に政権に復帰した自民党とその政権による「テレビ朝日叩き」はその後も続く。一九九六年二月にペルーで起きた武装ゲリラによる日本大使公邸占拠事件の際、系列ローカル局の記者が公邸に突入取材すると、テレビ朝日幹部をしばしば呼びつけ、首相の橋本龍太郎は非難談話を出し、外相・池田行彦、郵政省放送行政局長（いずれも当時）の楠田修司らが取材方法に注文をつけた。⁷⁾

衆院総選挙を控えた二〇〇三年一月には、民主党の菅直人の政見構想を好意的に放送したとして自民党幹事長になっていた安倍が抗議するとともに同党所属議員のテレビ朝日への出演を一斉拒否したり、二〇〇四年七月の参院選の報道に対しても抗議したりした。

二〇〇八年六月には「ニュースステーション」の後継番組「報道ステーション」で放送した映像と古舘伊知郎キャスターのコメントが偏向していると抗議し、党役員会などの撮影を無期限で禁止した。⁸⁾

所沢ダイオキシン汚染報道

テレビ朝日の「ニュースステーション」における所沢産野菜ダイオキシン汚染の報道は環境、食品安全対策の怠慢を突かれた政治・行政側が放送のミスにつけ込んで逆襲した例である。

問題の放送は一九九九年二月一日に行われた「所沢ダイオキシン 農作物は安全か？」と題する特集報道だった。埼玉県所沢市郊外は首都圏に野菜を供給する近郊農業地帯だが、畑の近くに産業廃棄物の焼却施設が多く、排煙中に含まれるダイオキシンが野菜を汚染していた。番組では民間の調査機関による調査データを紹介しながら

ら汚染の深刻さを伝え、行政のダイオキシン対策の遅れを批判した。

放送直後から所沢産野菜の売れ行きがばたきとまり農民が大きな被害を受け、「放送内容に誤りがある」としてテレビ朝日に賠償を求める騒ぎになった⁹⁾。自民党の政務調査会通信部会は郵政省に介入を促し、テレビ朝日に放送テープの提出を要求した。さらに各党に根回しして衆院通信委員会にテレビ朝日社長らを参考人として呼び、委員が入れ替わり立ち替わり久米キャスターを批判した。農林水産相（当時）の中川昭一（二〇〇九年一月に死去）はテレビ朝日幹部を何度も呼びつけて農民に賠償するよう迫った。郵政省もテレビ朝日に放送内容とその根拠などを執拗に問いただした。

自民党には支持基盤である農民を支援すると同時にダイオキシン対策の遅れに対する批判を放送内容批判にすり替える思惑があったとみられる。この問題は自民党の報道に対する法規制に関する動きが一段と活発化する契機になった。

安倍政権による厳しい圧力、介入

マスメディアに対する政治からの圧力、介入は安倍晋三が公式な権力を握ってからはそれまで以上に激しく、頻繁になった。安倍自身による、あるいは安倍の率いる自民党による主な圧力などをあげると次のような例がある¹⁰⁾。

- ・参議院選公示当日、TBS「NEWS 23」の報道が「公平を欠く」として自民党が党幹部の取材拒否（二〇一三年七月四日）

- ・安倍が衆議院選前に「NEWS23」に生出演中、景気対策であるアベノミクスに関する街頭インタビュー映像に対し「選んでいる。(市民の)声が全然反映されていない」と抗議(二〇一四年一月一八日)
- ・自民党がNHKと在京民放テレビ五社に選挙報道の「公正中立」を文書で要求(同月二〇日)
- ・自民党が同月二四日のテレビ朝日「報道ステーション」のアベノミクス報道を批判して文書で「中立」を要請(同月二六日)
- ・菅義偉官房長官が「報道ステーション」での元経済産業省官僚、古賀茂明の「官邸側から圧力があつた」との趣旨の発言⁽¹⁾について「事実無根。放送法という法律がある。テレビ局がどのような対応をするかはしばらく見守ってゆきたい」と発言(二〇一六年三月三〇日)。局側は後に番組担当の部長ら三人を戒告処分にし、会長、社長、報道局長の役員三人が報酬一〇%を一ヶ月返上した。
- ・自民党情報通信戦略調査会がテレビ朝日と、「クローズアップ現代」でやらせの疑惑が浮上したNHKの幹部から聴取(同年四月一七日)

安倍はこのほかにも従軍慰安婦に関する報道、東電福島原発の事故に関連した報道などについてしばしば朝日新聞を攻撃し、国会の公式答弁で「朝日新聞は社是に安倍内閣打倒を掲げている」などと虚偽の事実を指摘したり、各紙が同じ報道をしたニュースについて朝日だけを捏造と決めつけたりしたこともある。

そのほか党の勉強会など非公式の場では議員やゲストなどから「マスコミを懲らしめるには広告収入がなくなるの一番。経団連などに働きかけてほしい」「沖繩の二つの新聞(注・琉球新報と沖繩タイムズ)は潰さなければならぬ」などの発言が相次いだ。

沖繩の両紙は地元寄り添った報道姿勢で知られ、沖繩の加重な米軍基地負担について県民の立場で論陣を張っており、日米同盟を絶対とする保守派には毛嫌いされている。しかし、さすがの自民党執行部もメディアに対する兵糧攻めの提案や「潰す」という非常識、卑劣な発言をかばうわけにはゆかず、「非常識な発言だ」として発言の当事者、勉強会の責任者を処分したが、党内から異論が出て間もなく事実上解除した。発言者も別の場所で同じ発言を続けた。¹⁹⁾

「前史」としての慰安婦番組の改変

安倍政権によるメディアへの執拗で頻繁な圧力には「前史」があった。安倍がまだ公式の権力を握っていない若手政治家の頃に放送前の番組づくりで紹介して圧力をかけ、いったん完成した番組を編集し直させた、NHKの「従軍慰安婦番組改変」である。事柄の経過をたどると次の通りである。²⁰⁾

二〇〇〇年一二月 市民団体が旧日本軍の従軍慰安婦制度の責任者を裁く「女性国際戦犯法廷」を四日間にわたり東京で開催、法廷ではビデオ映像も含めて七〇人余が性的被害の体験を証言するなどし、最終的に昭和天皇らを「人道に対する罪」で有罪と認定した。

番組制作会社がNHKから委託されて法廷を取材し、後日、戦時性暴力が「人道に対する罪」に問われるようになった歴史的流れを追う番組が完成した。

〇一・一・二四 NHK教養番組部長が試写を見て「取材対象者との距離が近すぎる」と全面的なつくり直しを指示、その後、NHK幹部による試写が繰り返され番組内容は何度も修正された。その間、政治団体が街宣

車をNHKに乗り付けて放送中止を要求したこともあった。

〇一・一・三〇 教育テレビで放送

〇五・一・一二 朝日新聞が「安倍晋三自民党幹事長代理と中川昭一経済産業相（注・いずれも当時、中川は二〇〇九年一〇月に死去）が放送前日にNHK幹部を呼びつけ『偏った内容だ』と圧力をかけた」と報道。記事には「偏った報道と知り話を聞いた」（安倍）「一方的な放送はするな。それができないならやめてしまえ」と言った」（中川）「圧力と感じた」（NHK幹部）などのコメントが含まれていた。

中川は、介入した当時、教科書に従軍慰安婦問題などについて記述することを問題視する自民党の「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」代表で、安倍は内閣官房副長官、同会の元事務局長だった。

一・一・三 番組の担当デスクだったチーフプロデューサーが記者会見して「政治家の圧力で現場の声を無視した番組改変を余儀なくされた」と説明。一方で放送総局長の関根昭義は政治的圧力による改変を否定した。

一・一・一九 安倍らに会った、放送当時の放送総局長・松尾武（朝日の報道時にはNHK出版社長）が記者会見して「朝日の記者には『圧力など感じなかった。自主的、自律的に編集した』と説明したが、記事では発言をねじ曲げられた」と語った。

その後の一連の報道の中で安倍は「呼びつけたのではなく向こうから説明にきた。圧力などかけていない」として朝日の報道を誤りと非難。放送前にNHK幹部に会ったことを認めていた中川の主張は、後に「会ったのは放送後」と変わった。これに対して朝日側は「取材結果に忠実に報道した」と反論した。

NHK側は「呼びつけられたのではない。予算の説明に合わせ番組の趣旨や狙いなどを説明しただけ」と安倍

らを守るように朝日批判を繰り返したが、その後、法廷を主催した市民団体がNHKなどを相手に起こした訴訟の判決で、「政治家との事前接触の結果、NHK側が政治家の意向を忖度して番組内容を変更した」と圧力により改変されたことが認定された。

報道の過程で安倍は当初の番組内容の偏向を強調し、国会議員として当然の意見を述べたと主張したが世論の厳しい批判を浴びた。放送法第三条は「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」(番組編集の自由)と規定しており、安倍には何の権限もないからである。

公然かつ強引になったコントロール。

従軍慰安婦番組に対する安倍の圧力は法的な権限や根拠に基づくものではなく、有力政治家としての事実上の影響力行使である。その点では一九六〇年代のベトナム報道に対する圧力と同質である。しかし、放送前に番組内容をチェックして変えさせたことは憲法第二一条第二項で絶対的に禁止されている検閲に等しく、ベトナム報道やテレビ朝日系番組などに対する放送後の攻撃とは質的に異なる。

安倍や自民党はその後テレビ局の取材、報道についてはしばしば注文をつけて検閲類似の行為を繰り返している。

法廷主催団体とNHKとの訴訟では、放送前の番組について説明に行ったりご機嫌つかがいのような訪問を繰り返すなど、政治家に対するNHKの卑屈な姿勢が露呈し、ジャーナリズムとしての自覚の弱さが指摘されたが、同時に安倍のメディア介入も厳しく批判された。

このとき受けた批判が、安倍が権力の座についてからのメディアコントロールに大きな影響を与え、依然として報道への圧力はためらわれないものの、少なくとも理由として法的ルール、枠組みや手段を利用することを意識するようになった。

経営委員を通じNHK支配

二〇〇六年九月、安倍が内閣総理大臣になってまず着手したマスコミ対策が経営委員の任命を通じたNHK支配である。

一二人で構成されるNHK経営委員会はNHKの予算決算、経営や放送の基本方針など重要事項を決める機関で、会長を任免する権限も握っている。委員を選び任命するのは内閣総理大臣であり、任期が切れた委員の後任に安倍に近い委員を次々送り込めば、委員の互選で決まる委員長も気心の知れた人物を据えることが出来る。

首相就任後の安倍はこうして経営委員長に富士フィルムホールディングス社長の古森重隆を送り込んだ。古森新委員長は安倍の腹心で放送行政を司る総務相を経験した菅義偉（第二次政権では官房長官）と意を通じて早速動き出す。二〇〇八年一月には内部昇格だった橋本元一会長の後任に二〇年ぶりの外部会長として元アサヒビール会長の福地茂雄を招き、新たな執行部体制の構築を進め、国際放送で「日本の国益を主張すべきだ。一歩踏み出せ」との方針を示した。

こうした経営委員長としての古森の活動や発言に対しては、強権的・政治的との批判が強まり、ジャーナリス卜の団体や市民団体などから辞任、罷免を求める声が相次いだ。さらに安倍が自らの病気や参議院議員選挙の惨敗により政権を放り出し、後ろ盾を失った古森は二〇〇八年二月の任期切れとともに経営委員会を去り、安倍

によるNHK支配は未完で終わった。

いったん放棄した政権の座に戻った安倍は再び法制度を利用してNHKの完全支配を目指した。新しい会長になった勅井勝人の「NHKが政府と違つことは言えない」という就任発言はその完結を示すものと言え、経営トップと政権との間の緊張関係がないことを語っている。そのため「安倍政権によるNHK乗っ取り」という酷評もあつたが、経営委員会の大勢も政権の意向を尊重している状態だつたからこそ、政権への迎合発言が何の警戒感もなくできたとみられる。

第二次安倍政権が送り込んだ経営委員は、「安倍晋三総理大臣を求める民間人有志の会」発起人の一人で、安倍との共著もあり「お友達」と言われる人物、やはり有志の会代表幹事で、首相公邸で安倍と一緒に食事したこともある仲の元大学教授、東大生時代に安倍の家庭教師をしたことがあり、安倍を囲む経済人の集まりのメンバー……などで、経営委員会は「安倍ファミリー」で固められた。

このような経営委員会が会長に選んだのは、安倍を支える副総理兼財務相の麻生太郎が見出した元三井物産副社長の勅井だつた。裏では再任が確実視されていた前任者を引きずり降ろす裏工作が展開された結果だつた。

前任の松本正之はJR東海副社長から転じた実業家で、鉄道から畑違いのメディアに転身したにもかかわらず経営トップとしての力量を發揮して社内改革を順調に進め、職員の間や経営委員会では二期目の続投を求める空気が濃かつた。二〇一四年一月の任期満了が近づくとつれ再任が既定路線のようになり本人も受ける意思を固めていた。

ところが、安倍をはじめとする政権幹部、取り巻きの財界人の間では松本下ろしの動きが密かに進んでいた。「政権側は「政治との距離を保つ」ことを会長としての基本姿勢としてきた松本会長が気に入らず、東日本大震災

後の原子力発電所再稼働、米軍輸送機オスプレイの沖縄・普天間基地配備、特定秘密保護法などに関するNHK報道について「偏向しており国益に反する」と不満が高まっていた。これに呼応するかのようには経営委員会の内部でも安倍に近い委員が会長選任手続きの変更を提案して再任のハードルを高くした。安倍は「NHKの体制を刷新すべきだ」と語り、水面下で安倍や官房長官の菅らによる新しい会長候補探しが続けられた。

政権への迎合発言続く新会長

外堀を埋められ、政権の側からのプレッシャーで嫌気のさした松本は二〇一四年二月五日の記者会見で「任期満了で退任」を表明した。後任会長は財界人に次々就任を断られて難航し、最期に残った候補者が初井だったのである。

初井は三井物産副社長、関連会社の日本ユニシス社長などを務めたが、発言の不用意さ、経営能力などにてらして適格性を疑う財界人も多く、「軽い会長」と言われたが、軽ければ軽いほど裏で内閣が操縦しやすいのも事実だ。案の定、初井は就任早々から政権の意向に忠実な発言を連発した。

「従軍慰安婦問題について」 戦争地域にはどこの国にもあった。ドイツやフランスにもヨーロッパはどこでもあった。韓国は日本だけが強制連行したように言っからややこしい。(補償問題は)日韓基本条約で全部解決している。なぜ蒸し返すのか、おかしい。

「特定秘密保護法問題について」 (法案が国会を) 通っちゃったんで言うてもしようがない。政府が必要と言っのだから、できたものについて様子を見るしかない。あまり力カカする必要はない。昔のようなことになる

とは考えにくい。

「国際放送について」 明確に日本の立場を主張するのは当然だ。政府が「右」というものを「左」と言うわけにはいかない。政府とかけ離れたことはできない。

「NHKと政治との距離について」 民主主義に対するわれわれのイメージで放送すれば政府とまったく逆になることはあり得ない。

その後も東日本大震災に関連する原発報道について「当局発表の公式見解を伝えるべきだ。専門家の見解を伝えてもいたずらに不安をかきたてる」「従軍慰安婦問題を番組で取り上げるかどうかは、政府の方針を見て判断する。」などジャーナリズムを理解していない問題発言を繰り返した。

そのたびにメディアを賑わすこれらの発言は安倍政権の意向に忠実に沿っている。政権によるNHK支配は少なくとも会長レベルでは完成しており、冒頭に紹介した「クローズアップ現代+」をみると現場レベルでも浸透しつつあるようにみえる。通常のニュース番組については既に萎縮の著しさを指摘する声が多い¹⁴。

キーワードになった「公平」

安倍政権がコントロールしようとしたのはNHKだけではない。在京の民放テレビ五局はもとより、新聞に対しても幹部との頻繁な懇談などを通じて批判的な報道姿勢を牽制していった。一方で朝日新聞など政権と距離を保つ新聞については国会の答弁などを通じて攻撃することも少なくない。

影響力の大きいテレビについては特に神経質で、いわゆる圧力や介入、幹部との懇談のほかに特定の局を選んで単独出演し、いわゆる「恩を売る」かたちで懐柔する手法も使われる。

そうした過程でキーワードとなるのが「公平」である。放送法は第四条第二項で放送番組編集準則として「政治的に公平であること」、第四項で「意見が対立している問題については、出来るだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と定めているからだ。

安倍政権と自民党はテレビへの介入、注文を正当化する根拠としてしばしばこの条文を示しているが、二〇一六年二月八日の衆議院予算委員会では総務相の高市早苗が「公平性を欠く放送をした局を電波法七六条に基づく（停波処分（放送停止））にすることもあり得る」とまで踏み込んだ。その後も高市は同趣旨の答弁を繰り返し、安倍も高市の答弁を追認した。¹⁵

電波法による停波については二〇〇七年一月二十九日の衆議院法務委で当時の総務相、増田寛也が「表現の自由を制約する側面もあり、極めて大きな社会的影響をもたらす」として慎重な姿勢を示した。¹⁶放送電波の発信を止める停波は放送局に対する死刑宣告に等しいだけに慎重になるのは当然である。高市らは「従前の見解通り」と主張したが明らかに従来の政府答弁より積極的であり、テレビ各局が威嚇と受け止めたのは当然だ。

放送局側やジャーナリズム研究者は放送法第四条を放送局が守るべき「倫理規定」と解するのが一般的だ。これに対して高市は「放送法には法規範性がある」「総務相が判断する」と、倫理規定ではなく処罰の根拠となる規定であることを強調し、テロ事件等に関する放送も場合によっては同条第一項の「公安及び善良な風俗を害しないこと」に抵触する可能性があるとも述べて、報道の自由に対する配慮は示さなかった。

次に問題になるのは「公平」の判断基準である。「数量的公平」を意味するのか、それとも必ずしも数量的公平にこだわらない「ジャーナリズムとしての公平」を意味するのかと言う点と、特定番組ごと、あるいは放送時間帯ごとに公平でなければならぬのか、その局の放送全体で判断するのかという論点が浮上する。

前者についてはメディア関係者間でさえほとんど議論されず「数量的公平」が当然の前提であるかのようにして、もっぱら「個別番組だけで判断するのか」をいう議論が進んでいった。このような議論の仕方自体が日本におけるジャーナリズムの未熟さの表れだが、国会で追及された政府は二〇一六年二月一五日、統一見解を出した。統一見解とその後安倍、高市による国会答弁では過去の政権の「番組全体を見て判断する」との答弁を踏襲する一方、「一つ一つの番組を見て判断する」として、特定の番組だけでも放送法違反で停波に出来るという余地を残した。¹⁷⁾

ジャーナリズムの公平性

大辞林の「公平」の項には「かたよることなく、全てを同等に扱うこと、主観を交えないこと」とある。広辞苑では「かたよらず、えこひいきのないこと」だ。字句の解釈だけでいえば報道の大原則である「客観報道」にも通じるが、字句解釈だけでこれをメディアの活動にそのまま当てはめるとメディアは単なる拡声器になってしまう。

単純な公平は権力追随

高市や安倍、自民党がメディアに求めるのはこの拡声器の役割であり、政権と自民党の主張・立場を、対立する側のそれと少なくとも同等、等量で伝える辞書通りの公平を維持すべきだという。本音は権力側の情報を優先すべきだと考えており、安倍政権によりNHK会長に就任した舛井勝人は、前述の原発報道に関する発言のよつに公的情報の報道優先を報道現場に露骨に指示している。現実にNHKのニュース番組に関しては既に会長の姿勢が反映しているようにみえる。

客観報道とは「オピニオンを展開する言論活動と事実報道をはっきり分け、事実報道は出来るだけ客観的に観察、分析し伝達する」ことだが、いかに客観とは言え主観とまったく無縁ではあり得ない。それに単純な数量的公平は強者、権力への追随になりかねず、ジャーナリズムの使命に反する。

テレビ、新聞などが担うジャーナリズムとしての使命は、権力を批判的に監視し、多様な情報を収集して国民に伝え、知る権利に応えることである。錯綜する情報を整理し、何が重要であるか分析して、国民に考え判断すべき課題を提示することを求められる。

そこで目指すべきは「ジャーナリズムとしての公平性」であつて、単なる数量的公平ではない。

ジャーナリズムとしての公平、公正とは、権力に媚びることでないのももちろん、どつちつかずの姿勢をとることもない。単純な数量的公平、バランスではなく実質的な公平こそが守るべき姿勢である。

ジャーナリズムが、少数者、弱い立場の人や、権力に批判的な勢力の側に軸足を置いてこそ社会的に実質的な公平や平等が実現する。

なぜなら、権力を握る側は、自分の意思を広める手段や経済力、ときには強制する力さえ有しており、自力で

の自己実現が可能だからだ。

これに対し、多くの場合に対立者の力は格段に劣る。報道によって幅広い国民に知られることで一定の力を得て、主権者・国民の選択肢の一つとなり得るのである。民主主義社会で少数意見を尊重すべきだとされるのは、少数意見に含まれるかもしれない正義、真実を発見する道を閉ざさないためだ。だからこそ数量・算術的な公平には必ずしもこだわらず実質的公平の実現を目指すのは、ジャーナリズムとしての責務でもある。

報道を萎縮させる個別判断

情報を生かすのは伝え手の問題意識である。あふれる情報の中から自分の問題意識に基づいて情報を取捨選択し、掘り下げて伝えるのが優れたジャーナリストだ。

恣意的な判断、報道はジャーナリズムの名に値しないが、主観をまったく排除することが客観的であったり公平であったりするわけではない。

その主観、問題意識を独断、偏見ではなく普遍的なものにするのが、ジャーナリストとしての資質、経験と、「客観的であろうとする自覚」に支えられた多面的、多角的な取材による豊富な情報である。

しかし公平性、多様性を個別番組ごとに要求する安倍政権の方針は、放送ジャーナリストたちに対する重大なプレッシャーとなり、彼らを萎縮させる恐れが強い。

個別番組ごとに数量的公平を求められると、短時間の放送にあれもこれも盛り込まざるをえなくなり焦点はぼやける。同じ問題を複数の番組、別々の時間帯に扱っても似通った内容にならざるを得ず、放送の多様性は失われる。これでは権力を批判的に監視するのは難しく、ジャーナリズムの重要な使命である課題設定機能も果た

せない。

複数の番組が同一テーマを扱いながら番組によって光のあて方を変えることで、問題の全体像が浮き彫りになったり、新たな論点、視点がみえてくることは少なくない。「多様性」こそは民主社会におけるジャーナリズムの生命線である。

表現の自由は「ガラスの城」

「公平」をめぐる国会内外での論議に先立ち、安倍政権はNHKの放送内容にまで踏み込んで「法的権限」を振るった。二〇一四年五月に放送した「クローズアップ現代」での過剰演出、いわゆるやらせ疑惑問題について、高市が二〇一五年四月に「報道は事実をまげない」と定める放送法第四条第三項に基づいて「厳重注意」の行政指導をしたのである。¹⁸⁾

放送法第四条については前述したように、一般的に局側に自主、自律による公平、真実性確保などを求めた倫理規定と解されている。このため政府からの介入防止、自律的な問題解決のためにNHKと民放が設立した「放送倫理・番組向上機構」(BPO)の放送倫理検証委員会は一五年一月、「政府が個別の番組に介入することは許されず、放送の自由と自律に対する圧力である」との意見書を発表した。続いてBPO内の放送人権委員会も「報道を萎縮させかねない」と厳しく批判したが、安倍政権と自民党による報道機関への攻撃は続いている。¹⁹⁾

冒頭に記した「クローズアップ現代+」出演者の緊張をこのような流れのなかに位置づけてみれば、日本の表

現・報道の自由が深刻な状態にあることが分かる。その現状は海外でも注目されている。

国連人権委員会は米カリフォルニアアアーバイン校のデービット・ケイ教授を表現の自由担当の特別報告者に任命し調査させた。二〇一六年四月、公式に訪日したデービット教授は政府職員、報道関係者やNPO関係者の話を聞くなどして調査し、離日を前に記者会見して「中立性、公平性を求める政府の圧力がメディアの自己検閲を生み出している」「報道機関の独立性が深刻な脅威にさらされている」などとする声明を発表した。⁽²⁰⁾

デービット教授は放送法第四条の廃止のほか、政府が握っている放送免許の認可権限、放送監督行政の権限を独立した第三者機関に移すべきだとも提案しており、二〇一七年に予定されている日本政府に対する正式勧告は厳しいものになると予想される。

ほぼ同時期に国際NGO「国境なき記者団」（本部パリ）が発表した二〇一六年度の世界の「報道自由度ランキング」で日本は先進国最下位の七二位だった。国境なき記者団は一八〇国・地域の記者や専門家などへのアンケートなどを踏まえてランキングをつくっており、日本は二〇一〇年の一位を最高に年々順位を下げている。

調査を担当した関係者は「日本では特定秘密保護法などで記者が処罰対象になりかねないという恐れがメディア関係者を麻痺させている」「記事の一部削除や放映見合わせの自主規制に多くのメディアが陥っている」「とりわけ安倍首相に対して自主規制が働いている」と指摘した。⁽²¹⁾

海外メディアの関心も高まっている。米国の有力新聞「ワシントン・ポスト」が社説で日本政府のメディアへの圧力に懸念を表明し、英誌「エコノミスト」も記事でニュースキャスターの相次ぐ降板を紹介した。両紙誌の見出しは「悪いニュースを押さえ込む」「報道番組から政権批判が消される」だった。⁽²²⁾

海外、とりわけ先進国のジャーナリストや研究者は、政権が表現・報道の自由を尊重しない日本では「民主主

義が後退している」とみているのである。

表現の自由は民主主義の基盤であり、憲法上の他の自由、権利より優越的地位にあるとされる。最高裁判決も「報道の自由は国民の知る権利に奉仕するものであり、表現の自由を保障している憲法第二一条で保護されている」と明言しているが、日本では表現・報道の自由がガラスの城のようにもろいのが現実だ。

その責任の多くは政治家をはじめとする権力者たちの表現・報道の自由に対する認識不足に帰せられるべきだが、自由の侵害に毅然と立ち向かい、ジャーナリズムの使命を達成しようとする報道関係者をはじめとする表現者も自らの責任を自覚しなければならない。

註

(1) 二〇一六年三月末、NHKのニュース追跡番組として定評のあった「クローズアップ現代」の進行役だった国谷裕子、テレビ朝日系の「報道ステーション」キャスター、古舘伊知郎、TBS系の「NEWS23」アンカー、岸井成格らが相次いで降板した。公式発表では契約満了のためとされたが、彼らは安倍政権に批判的で辛口のコメントをしたり、政府首脳に鋭い角度から切り込んだりして政府自民党から攻撃されることが多く、安倍に近い保守系グループ「放送法遵守を求め視聴者の会」からも激しい攻撃を受けたことも降板理由とみられている。前年春、NHKの大越健介が「ニュースウォッチ9」のキャスターをやめた裏にも大越のコメントをめくって政治的圧力がかったからだと伝えられた。

(2) 初井勝人会長の誕生とその後の迷走ぶりについては、拙著「初井会長の任命で完成した支配網」＝「NHKと政治支配ジャーナリズムは誰のものか」(現代書館)所収＝を参照。

(3) 拙著「歴史を逆転させないために ジャーナリズムの使命と覚悟」＝「集团的自衛権行使容認とその先にあるもの」(日本評論社)所収＝参照。

(4) 一九六四年、毎日新聞の外信部長だった大森実はベトナム戦争取材に記者を大量動員し、連載企画「泥と炎のインドシナ」が大反響を呼んだ。本人ものに北ベトナム(当時)の首都ハノイに入り米軍による空爆の様相を伝えたが、駐日米大使ライシャワーらに偏向と非難され退社に追い込まれた。

六五年に日本テレビから放送されたドキュメンタリー「南ベトナム海兵大隊戦記」は南ベトナム軍精鋭部隊による「ベトナム狩り」を報じて日本社会に衝撃を与えた。ところが橋本登美三郎・内閣官房長官(当時)から局上層部に「残酷すぎる」と圧力がかかり、再放送とそれ以降第三部までの放送すべてが中止になった。「残酷」は口実で、ベトナム戦争反対、反米の機運が高まっている社会情勢に政府自民党が神経をとがらせての圧力だった。

六七年、TBSから北ベトナムに派遣されたキャスターの田英夫は番組「ハノイ 田英夫の証言」でアメリカの北爆に屈しないで闘う人たちの活動や戦争の悲惨さをレポートし、アメリカがこの戦争に勝つことは困難だとの見通しを明らかにした。政府与党はこれに対して激しい偏向攻撃を加え、その後、TBSに関わり発生したいくつかの出来事とも絡んで政府からの圧力が強まり、田はキャスターを降板させられた。

(5) 二〇〇八年六月、テレビ朝日の「報道ステーション」で後期高齢者医療制度の問題点を取り上げた際、自民党役員連絡会の開始前に出席者が談笑している映像を流し、古舘伊知郎キャスターが「よく笑っていられますね。偉い政治家の人たちは」と発言した。これに対して自民党は「別の話題に関する笑いの場面なのに、あたかも後期高齢者医療制度で国民に過剰な負担を強いているにもかかわらず、党役員らが笑っているとの誤解を国民に与える」とテレビ朝日に抗議し、党役員会と役員連絡会の撮影を無期限で拒否すると通告した。

(6) 放送法第三条の二(改正後は第四条) 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 公安及び善良な風俗を書しないこと。

二 政治的に公平であること。

三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

(7) 詳細は拙著「客観報道という名の権力追従」＝「客観報道の裏側」(現代書館) 所収＝を参照。

(8) 前掲(注5) 参照。

(9) 農民がテレビ朝日相手の損害賠償請求訴訟を起こし、東京地裁(二〇〇一年五月)、東京高裁(二〇〇二年二月)とも敗れた。だが最高裁(二〇〇三年一〇月)で逆転差し戻しの判決が出て、高裁で「テレビ朝日が放送内容の一部に誤りがあったことを認めて謝罪し和解金一〇〇〇万円を払う」という和解が成立した(二〇〇四年六月)。農民側は和解金全額を噴火で離島生活を余儀なくされていた三宅島の島民に寄付した。裁判の詳細は拙著「所沢ダイオキシン汚染報道をめぐって」＝「報道の自由が危ない」(花伝社) 所収＝を参照。

(10) 二〇一五年四月一日付け「朝日新聞」朝刊、同月一六日付け「朝日新聞」朝刊、同月一八日付け「毎日新聞」朝刊など各紙を参照。

(11) 「報道ステーション」のコメンテーターだった古賀茂明は、イスラム過激派による日本人質事件への政府の対応を批判するなど安倍政権に批判的だった。問題となった放送では中東情勢へのコメントを求められた際、テレビ朝日会長の意向で降板することになったと発言し「菅さんはじめ官邸の皆さんにはものすごいパッシングを受けてきた」と述べた。前掲(10)も参照。

(12) 二〇一五年六月二七日付け「朝日新聞」朝刊、同年六月一日付け「朝日新聞」朝刊など各紙。

(13) 詳細は拙著「政治に迎合した慰安婦番組の改変」＝「NHKと政治支配」(現代書館) 所収＝参照。

(14) NHKの現状については例えば「放送を語る会」ホームページ http://www.geocities.jp/noso_katarukai/

(15) 二〇一六年二月八日、同九日、同一〇日「衆議院予算委議事録」。

(16) 二〇〇七年一月一九日「衆議院法務委議事録」。

- (17) 二〇一六年二月二十五日「衆議院予算委議事録」、同月二三日各紙朝刊。
- (18) 二〇一五年四月二十九日付け各紙朝刊。
- (19) BPOホームページ <http://www.bpo.gr.jp/>
- (20) 二〇一六年四月二〇日付け各紙朝刊。
- (21) (22) 二〇一六年四月二二日付け「朝日新聞」朝刊。